（ヘ）

㊒	エナラプリルマレイン酸塩錠2.5mg「マイラン」	2.5mg1錠
㊒	エナラプリルマレイン酸塩錠5mg「マイラン」	5mg1錠
㊒	エナラプリルマレイン酸塩錠10mg「マイラン」	10mg1錠

（ふ）

㊒	フルボキサミンマレイン酸塩錠25mg「マイラン」	25mg1錠
㊒	フルボキサミンマレイン酸塩錠50mg「マイラン」	50mg1錠
㊒	フルボキサミンマレイン酸塩錠75mg「マイラン」	75mg1錠

（ほ）

㊒	リスペリドン細粒1%「マイラン」	1%1g
㊒	リスペリドン錠0.5mg「マイラン」	0.5mg1錠
㊒	リスペリドン錠1mg「マイラン」	1mg1錠
㊒	リスペリドン錠2mg「マイラン」	2mg1錠
㊒	リスペリドン錠3mg「マイラン」	3mg1錠

○厚生労働省告示第百三十号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三号）附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十六条第一項第一号の規定に基づき、平成二十五年三月三十一日付けで次の者の同法第三十二条第一項に規定する業務を行う者としての指定を取り消したので、同法第三十六条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月一日　厚生労働大臣　田村　憲久

一　名称　財団法人深川高年齢者職業経験活用センター
二　住所　東京都江東区牡丹三丁目十四番十五号
三　事務所の所在地　東京都江東区牡丹三丁目十四番十五号

○厚生労働省告示第百三十一号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日　厚生労働大臣　田村　憲久

第百二十三号中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の下に「又は〇・五㎎カプセル製剤及び一・〇㎎カプセル製剤であって関節リウマチに用いられるもの」を加える。

○厚生労働省告示第百三十二号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日　厚生労働大臣　田村　憲久

表広島県の項中「、尾道市」を削り、同表大分県の項を削る。

○厚生労働省告示第百三十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二の三第二項第二号及び同条第三項第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び同条第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（平成十八年厚生労働省告示第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日　厚生労働大臣　田村　憲久

第二条の表研修を実施する期間の欄及び第三条の表研修を実施する期間の欄中「平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

○厚生労働省告示第百三十四号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第四十四条の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）の一部を改正する。ただし、この告示の適用の際現に使用されている障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式第六条に規定する改正前の様式第八号については、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

平成二十五年四月一日　厚生労働大臣　田村　憲久

様式第八号（表面）中「厚生労働大臣」を「厚生労働大臣又は公共職業安定所長」に改める。

○厚生労働省告示第百三十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第一項の規定により、平成二十五年四月一日付けで次の法人を同項に規定する在宅就業支援団体として登録したので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月一日　厚生労働大臣　田村　憲久

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地
社会福祉法人すずらんの会	神奈川県相模原市南区麻溝台七丁目一番七号	大長　義信	神奈川県相模原市南区麻溝台七四三 神奈川県相模原市南区麻溝台七丁目一番七号 神奈川県相模原市中央区小町通二丁目八番十五号 神奈川県大和市中央三丁目五番九号

○農林水産省告示第八百二号

中央卸売市場における卸売業務の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月一日　農林水産大臣　林　芳正

変更後の卸売の業務を行う者に係る事項

地位を承継する卸売業者の名称　丸果静岡青果株式会社
地位を承継される卸売業者の名称　県印静岡県青果株式会社
卸売の業務を行う市場　静岡市中央卸売市場
取扱品目の部類　青果部
合併の年月日　平成二十五年四月一日

変更前の卸売の業務を行う者に係る事項

一　卸売の業務を行う者の名称　丸果静岡青果株式会社
　卸売の業務を行う市場　静岡市中央卸売市場
　取扱品目の部類　青果部
　許可の年月日　昭和五十一年二月十六日
二　卸売の業務を行う者の名称　県印静岡県青果株式会社
　卸売の業務を行う市場　静岡市中央卸売市場
　取扱品目の部類　青果部
　許可の年月日　昭和五十一年二月十六日